

しほ 鹽（潮）湯、しほ 鹽（潮）湯治、しほゆあみの系譜について

——平安期から明治期に至るまでの漢文日記や和歌詞書等に見る日本人と海水のかかわり——

On the genealogy of Japanese Sea-Bathing; Shio-yu, Shio-tohji, Shioyuami

——Relations between Japanese and Sea-water through examples
in documents such as private diaries, Prefatory notes to Waka,
Japanese poetry and so on from Heian era to Meiji era——

上 田 卓 爾*

UEDA Takuji

Shio-yu, Shio-tohji, Shio-yuami are the names of Japanese Sea-bathing used between Heian era and Meiji era. It has been misunderstood in Japanese academic world of tourism that Japanese Sea-bathing used to be called “Shio-tohji” and that it was a peculiar manners and customs only seen at Ohno of Aichi Prefecture in Edo era. From the viewpoint of folklore, “Shio-tohji” has been proved to be manners and customs seen at several places in Japan on the day of the Bull during the Dog days. In this research paper, collecting as many examples of Shio-yu, Shio-tohji, Shio-yuami as possible from resources such as private diaries in Chinese characters, prefatory notes to Waka (Japanese poetry) and so on, I try to make a genealogy of Japanese Sea-bathing.

キーワード：鹽（潮）湯・鹽（潮）湯治・しほゆあみ (Japanese Sea-Bathing), 和歌詞書 (prefatory notes to Waka)

1. はじめに

「海水浴」という語がいつ生まれたかについては、夙に医学界で明らかにされている。すなわち、文政6（1823）年～文政10（1827）年にかけて書かれた「失勃児杜驗方録」に2箇所（半身不遂に「海水浴温泉浴脚湯」、小児小瘡に「外用 海水浴」）記されているのが最初であって¹⁾、シーボルトおよびその門下生によって「海水浴」が日本にもたらされたと言することができる。もちろん、当時の「海水浴」は病気の治療法であった。

ところで、シーボルトの指導で海水浴が病気の治療に用いられる以前から、病気の治療に海水を用いていたと思われる例が歴史学研究の中で明らかにされている²⁾。『古事類苑』や『時代別国語辞典』などにもそうした例

が散見される。

観光学界においては、日本人と海水とのかかわりは近代になって始まったものとし、江戸時代に見られる「潮湯治」などは尾張大野や柏崎などの土着の風習であったとして看過されがちであるが、それは数少ない文献から短絡的な推論を行ったためであろう。本研究はそうした蒙を啓くために海水浴史の観点から平安時代から明治時代にかけての海水治療に関する各種文献を調査・収集し、古来からの日本人と海水のかかわりを明らかにしようとするものである。

この種の先行研究としては、叙上のように歴史学のものがあるが、平安時代後半期の公家の漢文日記を研究対象としており、詳しい日付は特定できるものの、用例の数としては限られているだけでなく、誤った推論から「塩湯治」と明記されていない「湯治」までを含めてい

*富山大学芸術文化学部

た。本研究では誤った用例を削除し、漢文史料としては増補史料大成や大日本古記録で用例を補い、和文史料としてはデータベース³⁾から和歌の詞書に現れる「しほゆあみ」の用例を収集し、その結果を上田が従来進めてきた海水浴研究の中で収集した史料に加えたものである。

2. 辞典類による「海水浴」の古称と用例について

『改修言泉』⁴⁾の「海水浴」の項には別称として「しほたうち」があげられている。

「しほたうち 潮湯治・汐湯治」は「鹽湯に浴して病気をなほすこと」とされている。

「しほゆ 鹽湯・塩湯」の項は「一 しほぶろ（鹽風呂）に同じ。」として金葉「しほゆあみに、西の海の方へまかりたりけるに」が引かれ、「二 白湯に食鹽を溶かしたる飲料」。「三 鹽分を含める温泉。」として夫木「わたつ海ははるけきものをいかにして有馬の山は⁵⁾しほゆ出づらん」が引かれている。

「しほゆあみ 潮浴・汐浴」は「海水温浴または海水浴」とされ、

「しほぶろ 鹽風呂」が「潮水を沸して浴する湯。しほゆ。」とされている。

『江戸語大辞典』⁶⁾には項目としては「しおぶろ」があるのみで、「蒸風呂の一種。」とされ、守貞漫稿の説明文と仕懸文庫の用例が示されている。

『角川古語大辞典』⁷⁾には項目として「しほぶろ」、「しほゆ」、「しほゆあみ」があり、

「しほぶろ」は①海水や塩水を用いた風呂、②蒸し風呂の一種、として詳細な説明と用例がある。

「しほゆ」は『改修言泉』とほぼ同様の説明である。

『時代別国語大辞典（室町時代編三）』⁸⁾には、「しほぶろ」、「しほゆ」の項があり、

「しほぶろ」は「海水を沸かして、その蒸気に浴する風呂」とあり、「*Xiuoburo*、塩水の風呂（日葡辞書）」、「西吉田父子、堺之塩風呂ニ入云々」（大乘院寺社雑事記文明13）、「未之刻計白浜へ着候。暫塩風呂などに入候て慰」（上井日記 天正13年）などの用例が収録されている。

「しほゆ」は『改修言泉』および『角川古語大辞典』の記述とは異なり、鹽分を含める温泉の項目はない。①として、『海の水をわかした湯。また、それに浴すること。』とし、『*Xiuoyu*、海のそばにあって、塩辛い水の入って来る浴場。また、中に塩を入れる湯』（日葡辞書慶長3年 1603）、『神無月末つかた、興津にて塩湯の

湯治の次でに』（宗長手記 上）の用例を挙げている。

以上の事から、本研究においては「しほゆ」、「しほたうち」、「しほゆあみ」、「しほぶろ」を含むものを用例として収録することとした。但し、辞典類に収録された用例については、極力原典にあたるよう心掛けた。

3. 用例の採用について

茨木は「塩湯小考」で次のように述べている。中右記（四）：永久2（1114年）9.7「早旦一条殿御惱重之由告送、乍驚馳参、日来御風令発給、今朝御身不令動給也、召家榮令占、又召重康被問、風病令更発給。早可有御湯治者、申殿下、則令渡給、」（下線は筆者）の説明で、「文中なにも「塩湯」と明記していないけれども、後述の（史料ヨ）からおして風病に効果を発するのは塩湯以外ないと判断を下して、これを塩湯の一史料として採録したわけである⁹⁾。」として「湯治」を「塩湯治」と断定しているのであるが、平安時代に風病に効果があるとして用いられた治療法は朴を煎じて飲む、薤を服用する、湯治を行う、冷水を灌頂するなどがあり¹⁰⁾、灸までも用いられているところから、「湯治」を「塩湯治」と認めるのは早計であると言える。従って、本研究においては用例の中には含めない。さらに、中右記（四）：永久2（1114年）9.12「少将湯治行向川尻」（下線は筆者）について「この史料は『湯治』とのみあって『塩湯』と明記していないのであるが、（史料ロ）や塩湯が水上交通ときりはなして考えることの出来ないことから推して、これを塩湯の一史料とみなしたのである。」¹¹⁾と述べているが、これも状況証拠からの判断であり、妥当とは思われないので用例としては認められない。

和歌の詞書についても、「しほゆ」とは書かれているが明らかに有馬温泉を指すと考えられるものについては本研究の「海水」とは異なるため、用例として採用しない。また、夫木和歌抄の「うしほくむいつきのいもひとしふりてややくちにけりをののえのはし 鴨長明」の詞書の「此歌伊勢記云、御契のはしといふ所あり、これは霜月のにひなめの祭に、いつきの宮しほあみ給ふとて、はまへいで給ふゆゑに、かくなづけたるなり、もとはここをばをの江といへば、をのえのはしといふをききてよめると云云」（下線は筆者）についても、斎宮がしほあみをしたという珍しい例ではあるが、禊のためであって本研究の目的とは異なるため用例としては採用しない。

さらに、いくつかの用例が示されているが、宗教的

な意味合いから用いられる塩湯についても本研究においては採用しないこととした。

4. 表記について

表記としてはできる限り和暦を前に、西暦を後にした。さらに各項の記述は出典を先に、著者(作者)を後にした。和歌については新編国歌大観の巻数、掲載ページ、歌の整理番号を示した。漢文日記は底本が異なるために内容に差があるものもあるため、増補史料大成、大日本古記録の別を記し、掲載ページを示した。なお、大日本古記録のみが「鹽」をほとんどすべて「塩」と表記しているがその理由は不明である。和暦西暦の換算は高度計算サイト(<http://keisan.casio.jp/exec/system/1239884730>)を使用して月日までを換算した。

時代区分としては、高度計算サイトの区分に合わせ、平安(794~1191)、鎌倉(1192~1335)、室町(南北朝も併記)(1336~1572)、安土桃山(1573~1599)、江戸(1600~1867)、明治(1868~1911)を使用した。世紀毎の区分を併記し、整理を容易にした。資料整理のために通し番号を付し、例1~例142等と表記する。

5. 平安時代(794~1191)における鹽(潮)湯・鹽(潮)湯治・しほゆあみ

用例数：計69例、和歌詞書38、漢文日記30、雑事記1

(1) 8~10世紀：用例なし

参照できた最古の漢文日記では10世紀に書かれた藤原忠平の「貞信公記」(自907-至948)および藤原師輔の「九暦」(自930-至961)があり、ともに服薬の記録は認められるが、鹽湯・鹽湯治の記録は認められなかった。また、905年成立の「古今和歌集」においても詞書に、しほゆあみ、は認められなかった。従って、記録からは鹽湯治・しほゆあみは10世紀にはなかったと判断せざるを得ない。平安時代以前についても同様のことが言える。

(2) 11世紀：計13例、和歌詞書6、漢文日記7

12世紀に比べると数は少ないが、文献上最も古い例が現われるのがこの時代である。和歌の詞書では例1~3が最も古く(1~3の配列は新編国歌大観による)、

1018~1023頃であり、漢文日記としては例4の1025が最古のものとして推定される。すなわち、治療を目的とした日本人と海水とのかかわりは11世紀初頭に遡るものと言うことができる。

例1. 寛仁・治安(1018~1023)頃成立、定頼集¹²⁾、藤原定頼(995~1045)

九月ばかり、さかひといふ所にしほゆあみにおはしたりけるに、ひめぎみの御もとに

すみよしのながるのうらもわすられてみやこへののみいそがるかな

例2. 寛仁・治安(1018~1023)頃成立、定頼集¹³⁾、藤原定頼(995~1045)

しほゆにおはして、あか月がたに浪のたてば

おきつ風よはに吹くらしなにはがたあか月かけてなみぞたつなる¹⁴⁾

例3. 寛仁・治安(1018~1023)頃成立、定頼集¹⁵⁾、藤原定頼(995~1045)

さかひといふ所にしほゆあみにおはしたりにきこえし

おぼつかなきさかひはるけきたび人のながるのうらにながるするころ

例4. 万寿2年11月26日(1025. 12. 18)、小右記(3)¹⁶⁾、藤原実資(957~1046)

「今日内府¹⁷⁾向岡屋、加鹽湯治七ヶ日許云々、從河尻、入小船、運惟時朝臣¹⁸⁾宅」

例5. 長元元年9月15日(1028. 10. 05)、小右記(8)¹⁹⁾、藤原実資(957~1046)

「右衛門督實成注閑院西對、而爲療腰痛朔比向河尻加鹽湯治、未帰云々」

例6. 成立年不詳(1017~1078か)、弁乳母集²⁰⁾、藤原順時女(生没年不詳)

しほゆの所に、くらげのありしを

山のはをいづるのみこそさやけれうみなる月のくらげなるかな

例7. 長元8年2月9日(1035. 3. 21)、左経記²¹⁾、源経頼(985~1039)

「巳剋參閿白²²⁾殿、今日爲沐鹽湯、北方相具令渡宇治殿給」

例8. 応徳3(1086)年成立、後拾遺和歌集²³⁾、藤原通俊撰、源資綱(1020~1082)

はりまのあかしといふところにしほゆあみにまかりて月のあかかりけるよ 中宮の台ばんどころにたてまつりはべりける

おぼつかなきみやこのそらやいかならむこよひあかしの月をみるにも 中納言資綱²⁴⁾

例 9. 成立不詳、頭綱集²⁵⁾、藤原頭綱²⁶⁾ (1029~1103)
 人人ぐしてしほゆあみにまかりたりしに、京よりしり
 たりける女の、四位権少将のもとに、かくよみてつかは
 しける

たちよらでおとせぬときはつのにのあしまのなみの
 こここそすれ

例 10. 康和 2 年 2 月 15 日 (1100. 3. 27)、殿暦
 (1)²⁷⁾、藤原忠實 (1078~1162)

「今日殿下²⁸⁾令渡給也、北政所并齋院、卯時許也、爲御
 塩湯也、」

例 11. 康和 2 年 2 月 20 日 (1100. 4. 01)、殿暦
 (1)²⁹⁾、藤原忠實 (1078~1162)

「大殿³⁰⁾并北政所・齋院御成信房御塩湯」

例 12. 康和 2 年 2 月 21 日 (1100. 4. 02)、殿暦
 (1)³¹⁾、藤原忠實 (1078~1162)

「天晴、辰許予浴塩湯」

例 13. 康和 2 年 2 月 22 日 (1100. 4. 03)、殿暦
 (1)³²⁾、藤原忠實 (1078~1162)

「天晴、辰初許浴塩湯」

(3) 12 世紀：計 56 例、和歌詞書 32、漢文日記 23、雑
 事記 1

1) 12 世紀前半：26 例、和歌詞書 9、漢文日記 17

例 14. 康和 4 (1102) 年頃成立、肥後集³³⁾、肥後守常
 陸守藤原実宗妻 (1040 頃~?)

しほゆのことに、つのにわたりにかりやのものはか
 なきにみて、宮こもこひしうつれづれなれば、人のがり
 くさまくらさがきうすきあしのやはとほろせきまで
 つゆぞおきける³⁴⁾

例 15. 長治元年 9 月 16 日 (1104. 10. 06)、殿暦
 (2)³⁵⁾、藤原忠實 (1078~1162)

「右大将³⁶⁾自昨日候宇治、爲塩湯也」

例 16. 天仁元年 2 月 4 日 (1108. 3. 18)、中右記
 (7)³⁷⁾、藤原宗忠 (1062~1141)

「上皇³⁸⁾渡御修理大夫³⁹⁾直廬、令沐御鹽湯給也」

例 17. 永久 2 年 8 月 29 日 (1114. 9. 29)、殿暦
 (4)⁴⁰⁾、藤原忠實 (1078~1162)

「今日院於鳥羽殿有御修法、數壇、又御塩湯云々」

例 18. 永久 2 年 9 月 6 日 (1114. 10. 06)、中右記
 (4)⁴¹⁾、藤原宗忠 (1062~1141)

「法王⁴²⁾近日依御鹽湯事、御鳥羽也」

例 19. 永久 4 年 9 月 3 日 (1116. 10. 10)、殿暦
 (4)⁴³⁾、藤原忠實 (1078~1162)

「依物忌不出行、此兩三日依二禁止塩湯」

例 20. 永久 4 年 9 月 5 日 (1116. 10. 12)、殿暦
 (4)⁴⁴⁾、藤原忠實 (1078~1162)

「自今日不方違、今夜又始塩湯」

例 21. 永久 4 年 9 月 11 日 (1116. 10. 18)、殿暦
 (4)⁴⁵⁾、藤原忠實 (1078~1162)

「今日塩湯了例奉幣、」

例 22. 永久 5 (1117) 年頃成立、基俊集⁴⁶⁾、藤原基俊
 (1060~1142)

つきごろわづらふこと侍りて、しほゆあみんとてつ
 の国のかたにまかりて、ゆあみはててのほり侍りしかど、
 なほやまひやみ侍らざりしかば、心ほそくおもひ給へ侍
 りしに、松の木あまたたてる所をすぎ侍りしに、ここは
 いづくぞととひ侍りしかば、みかげの松となんいふと人
 の申ししかば

世にあらばまた帰りこん津の国のみかげの松よおもが
 はりすな⁴⁷⁾

例 23. 永久 5 (1117) 年頃成立、基俊集⁴⁸⁾、藤原基俊
 (1060~1142)

しほゆあむる人のむかへにまかりしに、あかつきにむ
 やといふところにしかのなき侍りしを聞きて

あさほらけあしまを分けてこぎ行けば かりばのみの
 にをしか鳴くなり⁴⁹⁾

例 24. 大治元 (1126) 頃成立、金葉和歌集 (源俊頼
 撰)⁵⁰⁾、平康貞女 (生没年不詳)

しほゆあみににしのうみのかたへまかりたりけるに、
 みるといふ物を見づからとりてみやこにあるむすめのも
 とにつかはしける 平康貞女

いそなつむいりえのなみのたちかへり きみみるまで
 のいのちとものがな⁵¹⁾

例 25. 大治 3 (1128) 年頃成立、散木奇歌集⁵²⁾、源俊
 頼 (1055~1128)

津の国にしほゆあみにまかりて、月のもりいりたるを
 みて

あしの屋のあれまをわけてもる月を 涙の床にやどし
 てぞみる

例 26. 大治 3 (1128) 年頃成立、散木奇歌集⁵³⁾、源俊
 頼 (1055~1128)

なるをなる所にしほゆあみにまかるとて、人のもとに
 まかりてわかれをしみてよめる

あすよりもこひしくならばなるをなる松のねごとに思
 ひおこせん

例 27 の歌は例 14 と同一のものである。

例 27. 大治 3 (1128) 年頃成立、散木奇歌集⁵⁴⁾、源俊
 頼 (1055~1128)

肥後君と修理大夫行宗といひかたらふなかにて、つねに歌よみかはすと聞きけるに、津の国にしほゆあみにまかりてかの国より彼大夫のもとに

草枕さがきうすきあしのやは ところせきまで袖ぞ露けき

例 28. 大治 3 (1128) 年頃成立、散木奇歌集⁵⁵⁾、源俊頼 (1055~1128)

しほゆあみにつのくになる所へまかりたりけるに、しりたる人のものおこせたる中に、はまぐり、にし、せといふもの、又いか、かさめ、みると、むくさの物をおくりて侍りけるをとりおきたるをみて、こひのこころをそへてよめる

わが袖はまくりでにしてかくせどもいかでかさめにぬるとみるらん

例 29. 大治 3 (1128) 年頃成立、散木奇歌集⁵⁶⁾、源俊頼 (1055~1128)

刑部卿道時の、しほゆあみにつのくになる所へおはしけるに、ぐしてまかりてしほゆはてて。京へかへるかはじりにふねをこぎいれたるに、ふねのおほくつきてひしめくをみて、わざとならねども

かはじりにふねのへども見ゆるかな

刑部卿、とししげにつけよとありければ、つけたりける

しほのひるとてさわぐなるらん

例 30. 長承 2 年 2 月 22 日 (1133. 3. 30)、中右記 (7)⁵⁷⁾、藤原忠實 (1078~1162)

「大殿近日御鹽湯之間、(中略)御鹽湯二七日、例御湯七日、(中略)入夜依召參大殿御鹽湯御所方」

例 31. 長承 3 年 9 月 13 日 (1134. 10. 02)、長秋記 (2)⁵⁸⁾、源師時 (1077~1136)

「晴、巳剋出立、爲鹽湯向鳴尾庄云々」

例 32 は鳥羽上皇が蜈蚣(むかで)に噛まれた際の治療法である。

例 32. 保延元年 7 月 24 日 (1135. 9. 03)、長秋記 (2)⁵⁹⁾、源師時 (1077~1136)

「上皇⁶⁰⁾蜈蚣被啖御、(中略)重忠申以桑可令洗給、以鹽湯可令洗給、可令付藍、可令付麝香、重忠鹽湯可令洗給、」

例 33. 康司元年 9 月 23 日 (1142. 10. 13)、台記 (2)⁶¹⁾、藤原頼長 (1120~1156)

「付之後無苦痛、神妙云云、浴後以桃柳鹽湯(三物雜之)洗之、付薬也、」

例 34. 康司 2 年 閏 2 月 13 日 (1143. 3. 30)、台記 (3)⁶²⁾、藤原頼長 (1120~1156)

「自十六日可浴鹽湯、仍自今日浴水湯」

例 35. 康司 2 年 閏 2 月 16 日 (1143. 4. 02)、台記 (3)⁶³⁾、藤原頼長 (1120~1156)

「自今日鹽湯、毎日二度」

例 36. 久安 3 年 2 月 16 日 (1147. 3. 19)、台記 (7)⁶⁴⁾、藤原頼長 (1120~1156)

「自今日始潮湯」

例 37. 久安 3 年 2 月 21 日 (1147. 3. 24)、台記 (7)⁶⁵⁾、藤原頼長 (1120~1156)

「依潮失、今明不浴」

例 38. 久安 3 年 2 月 23 日 (1147. 3. 26)、台記 (7)⁶⁶⁾、藤原頼長 (1120~1156)

「復浴潮湯」

例 39. 久安 3 年 2 月 26 日 (1147. 3. 29)、台記 (7)⁶⁷⁾、藤原頼長 (1120~1156)

「浴潮湯」

2) 12 世紀後半：30 例、和歌詞書 23、漢文日記 6、雜事記 1

例 40・41・42 はほとんど同一のものが採られているため、41 の成立時期は 13 世紀前半と考えられるが並列した。

例 40. 仁平元 (1151) 年頃成立、詞花和歌集⁶⁸⁾ (藤原顕輔撰)、平忠盛朝臣 (1096~1153)

播磨守に侍りける時、三月ばかりにふねよりのぼり侍りけるに、つものくにに山ぢといふところに参議為通朝臣しほゆあみて侍るとききてつかはしける

ながみすなみやこの花もさきぬらんわれもなにゆゑいそぐつなでぞ 平忠盛朝臣

例 41. 成立年不詳、忠盛集⁶⁹⁾、平忠盛 (1096-1153)

はるごろあかしよりのぼらせ給ひけるに、為通卿つものくにのしほゆあみとてあるを、きかせたまひてつかはしける

ながみすなみやこの花もさきぬらんわれもなにゆゑいそぐつなでぞ

例 42. 久寿 2 (1155) 年頃成立、後葉和歌集⁷⁰⁾ (藤原為経撰)

はりまのかみに侍りけるとき、三月ばかりに、舟よりのぼりけるに、やまぢといふところに参議為通朝臣しほゆあみてはべるとききて、つかはしける

ながみすなみやこのはなもさきぬらん われもなにゆゑいそぐ舟てぞ 平忠盛朝臣

例 43 は醍醐寺の大僧都定海が久寿元年 11 月 27 日に大湯屋の釜が錆了ったので潮水を運ばせて潮湯をしたという記録である。寺領であった吹田荘を始めとする 6 つ

の莊園から人を出させて例4の岡屋（例43では岡野屋と記されている）から桶で潮水や湯をうめる水まで運ばせたのである。

例43. 久寿元年11月27日～久寿2年3月5日（1155. 1. 02～4. 08）、醍醐雜事記（8）⁷¹
「大僧都御房運潮於寺家有御湯治事（中略）此潮八十四石八斗者不足也」

例44の歌は例14及び例27と同一のものである。

例44. 永万元（1165）年頃成立、続詞花和歌集⁷²、藤原清輔（1104～1177）撰

つのくになるところにしほゆあみにまかれりける比、
中納言国信せうそこして侍りけるに

草枕さがきうすくあしのやは ところせきまで露ぞ
おきける 肥後

例45. 永万元（1165）年頃成立、続詞花和歌集⁷³、藤原清輔（1104～1177）撰

しほゆあみにまかれりけるところちかく、ともなりける人又まかり侍りて、かくとききて、たびねのところはうらうらなりとも、みやここひしきことはおなじくやなどやうにいへりけるかへり事に

君がすむうらこひしくぞ我はおもふ忍ぶみやこもたれがゆゑぞよ 源頼政

例46～例51は九条兼実の日記、『玉葉』で収録されたものであるが、例51は兼実本人の事ではなく伝聞であって、信範卿、すなわち平信範が来月朔日頃に天王寺に参詣して潮湯を浴びる、というものである。

例46. 承安元年2月18日（1171. 3. 26）、玉葉（6）⁷⁴、九条兼実（1149～1207）

「仍尚自明日始水湯、至廿五日可浴潮湯云々」

例47. 承安元年2月24日（1171. 4. 01）、玉葉（6）⁷⁵、九条兼実（1149～1207）

「試今一兩日、可始水湯、自来月二三日之間可浴潮湯云々、」

例48. 承安元年9月21日（1171. 10. 21）、玉葉（7）⁷⁶、九条兼実（1149～1207）

「自今日始潮湯、今日日次不宣、仍去十一日如形浴始潮了、仍今日所浴也、」

例49. 承安元年9月24日（1171. 10. 24）、玉葉（7）⁷⁷、九条兼実（1149～1207）

「浴潮、毎日二ケ度」

例50. 承安元年9月30日（1171. 10. 30）、玉葉（7）⁷⁸、九条兼実（1149～1207）

「自今日止潮湯、浴水湯也」

例51. 承安5年1月30日（1175. 2. 22）、玉葉

（16）⁷⁹、九条兼実（1149～1207）

「信範卿來月朔比可參天王寺、又其次可浴潮湯云々、」

例52の治承三十六人歌合は成立1179とあるが、内容から例45と同時期と推定される。

例52. 治承3（1179）成立、治承三十六人歌合（覚盛撰か）⁸⁰、源師光（1131頃～1204頃）

しほゆあみに河尻にまかりけるに、頼政卿くぼつのかたへまうできぬと聞きつけてつかはしける

旅ねする方はうらうらかはるともおなじ都や恋しかるらん 師光

例53. 治承4（1180）年頃成立、頼政集⁸¹、源頼政（1104-1180）

素覚入道しほ湯あみに津の国なる所へまかり侍りしにつかはしける

わするなよふりぬる我を津の国のながらのはしの跡を見つつも

例54は内容が例45および例52と同じであるため1165頃の作と推定される。

例54. 治承4（1180）年頃成立、頼政集⁸²、源頼政（1104-1180）

九月ばかりになにはわたりにしほゆあみにまかり侍りしに、侍従師光素覚入道かはじりにおなじくくだられたり、後侍従のもとより消息つかはしたるおくにかかれ侍りし

旅ねするかたは浦浦かはれどもおなじ宮こや恋しかるらん

（返歌 君が住む浦恋しくぞ我は思ふしのぶ宮こもたれがゆゑそは）

例55は内容が例45・例52・例54と同様であるところから1165頃の作と推定される。

例55. 寿永元～2（1182～1183）頃成立、師光集⁸³、源師光（1131頃～1204頃）

秋の比しほゆあみになにはのかたへまかりたりしに、頼政卿もわたのべがかたに侍るとききて申しつかはし侍りし

たびねするかたはうらうらかはれどもおなじみやこやこひしかるらむ

例56. 寿永元～2（1182～1183）頃成立、師光集⁸⁴、源師光（1131頃～1204頃）

定長なにはのかたにしほゆあみにまかりて、かれより申しおくりて侍りける

たづねてもなかはとはぬ蘆のやのなだのしほのあきのたびねを 定長

例57. 寿永元～2（1182～1183）頃成立、師光集⁸⁵、

源師光(1131頃~1204頃)

しほのゆにまかりたりしを、この人もとはず侍りしが申したりし

きみにこそならひそめしかたびねするあきのあはれをとほぬ心は

例 58. 寿永元(1182)年成立、頼輔集⁸⁶⁾、藤原頼輔(1112~1186)

伯前大僧正天王寺のべたうの時、つのかくにしほゆあみ侍りしをり、よろづかのとぶらひにて候ひしをかくれたまひてのち、なにはのかたにしほゆあみ侍るに、むかしおもひいでられて法印行乗のもとへ申しつかはせる

津のくになにはにきてぞむかしみし人なきあしのねをのみぞなく

例 59. 寿永元(1182)年成立、親盛集⁸⁷⁾、藤原親盛(生没年未詳)

俊恵、しほゆのためにはりまへまかり侍りしに、人人せんし侍りしに

おもへただおなじみやこのうちにてもいかばかりかはみぬはこひしき

例 60. 成立年不詳(治承寿永期か)、山家集⁸⁸⁾、西行法師(1118~1190)

しほゆにまかりたりけるに、ぐしたりけるひと、九月つごもりにさきにのぼりければ、つかはしける人にかはりて

あきはくれ君はみやこへかへりなばあはれなるべき旅の空かな⁸⁹⁾

例 61. 成立年不詳(治承寿永期か)、山家集⁹⁰⁾、西行法師(1118~1190)

しほゆいでて、京へかへりまできて、ふるさとのはな、しものがれける、あはれなりけり、いそぎかへりし人のもとへ、又かはりて

露おきし庭のこはぎもかれにけりいづら都に秋とまるらん

例 62~66 は林葉和歌集である。同集にはこの他にも2例「しほゆあみ」はあるが、「有馬」と明記されているので除いた。

例 62. 成立年不詳(治承2・1178か)、林葉和歌集⁹¹⁾、俊恵法師(1113~1191)

住吉にてしほゆあみて九月ばかりに侍りしに、読める暮れて行く秋のこずゑはさびしきに松吹く風ぞ音に替らぬ

例 63. 成立年不詳(治承2・1178か)、林葉和歌集⁹²⁾、俊恵法師(1113~1191)

頼政朝臣九月ばかりにしほゆあみてわたのべにはべりし

に、つかはしける

いづくをかながめてすぐるこのころはいこまのたけもきりこめつらん

例 64. 成立年不詳(治承2・1178か)、林葉和歌集⁹³⁾、俊恵法師(1113~1191)

しほゆあみて、なにはのかたにはんべりしに、ちかくちどりのこゑのし侍りしかば

のきちかくしほやみちぬるなにはめがこやのしりへに千鳥鳴くなり

例 65. 成立年不詳(治承2・1178か)、林葉和歌集⁹⁴⁾、俊恵法師(1113~1191)

按察大納言公通わたのべにてしほゆあみられ侍りし時、又頼政朝臣にぐして塩ゆあみに下りあひて侍りしかば、まかりてよめる

君ますとかねてしりせばいとどしくつなでいそぐ旅にやあらまし

例 66. 成立年不詳(治承2・1178か)、林葉和歌集⁹⁵⁾、俊恵法師(1113~1191)

すみよしにしほゆあみて侍りし時、海上眺望といふ事を

さても世をふるかを見るぞあはれなる霞にまがふ沖つしま守

例 67. 成立年不詳(治承4・1183頃か)、林下集⁹⁶⁾、後徳大寺実定(1139~1192)

をの宮のじじゅうもろみつ、九月ばかりにしほゆあみになにはのかたへまかりて、かへりたりとききて申しつかはし

みやこだに秋のあはれはあるものをひなのながちのものがたりせよ

例 68. 成立年不詳(文治元・1185頃か)、殷富門院大輔集⁹⁷⁾、藤原信成女(?~1200)

秋ごろ、しほゆあみになにはのかたにまかりて、いそあさりのみちにいりえのはしのいたうくちたるがおそろしくて

くちにけるいりえのはしをふみみてぞいとふいのちもわすられにける

例 69. 成立年不詳(元暦元・1184~文治2・1186頃か)、実家集⁹⁸⁾、藤原実家(1145~1193)

三月ついたちごろに、よりまさの朝臣、しほゆあみにつのくになるところにゆけば、かくなむとしらせになどいひて、はなのこずゑをこのはるはえみこすまじけれなどいひて、心はなにはのかたへわけやりてこそひとりはなもみずらめなどいらへしことをおもひいでて、かの卿の、くによりいひおこせたる

はなゆゑにわけしころのいまもあらばともになには
のうらやみるらん

6. 鎌倉時代（1192～1335）における鹽（潮）湯・鹽 （潮）湯治・しほゆあみ

用例数：計 14 例、和歌詞書 12、漢文日記 2
成立年不詳の物が多いが、私家集については没年をめぐりに整理した。

1) 12 世紀末：5 例、和歌詞書 5

例 70. 成立年不詳、粟田口別当入道集⁹⁹⁾、藤原惟方（1125～1201?）

兵衛殿、日ごろ東山におはして、ゆゆでして返り給ひ
てのち、またことところにてしほゆ、とききしかば
ありまやまありしゆでゆをわすれつつしほみつうらに
すむやあま

例 71. 成立年不詳、粟田口別当入道集¹⁰⁰⁾、藤原惟方（1125～1201?）

少納言資隆の、しほゆにあはぢのかたへ、とききしかば、
扇おくりし中に、ゑもかかざりしあふぎのかたはし
にかきつけたりし

かへりきてとふ人あらばみすばかりゑじまをこれにう
つせぞと思ふ¹⁰¹⁾

例 72. 成立年不詳、寂蓮法師集¹⁰²⁾、寂蓮（1139 頃～1202）

津の国のあし屋といふ所にしほゆあみける時、ぬのび
きの滝見にまかりて、月の出づるまでありける
山かぜに雲のしがらみよわからじ月さへおつる布曳の
たき

例 73. 成立年不詳、守覚法親王集¹⁰³⁾、守覚法親王（1150～1202）

和泉国新家といふ所にてしほゆあみしに、源中納言雅
頼卿のもとより

かぎりあれば身こそ数にもいらざらめころのゆくを
いとほざらん

例 74. 成立年不詳、守覚法親王集¹⁰⁴⁾、守覚法親王（1150～1202）

しほゆあみはてて、都へ帰るとてよめる
日数へしひなのすまひを思ひいでばこひしかるべきた
びのそらかな

2) 13 世紀：3 例、和歌詞書 2、漢文日記 1

例 75. 宝治 2（1248）年成立、万代和歌集¹⁰⁵⁾、真観・
葉室（藤原）光俊（1203～1276）

しほゆあみになにはのかたにまかりけるとき、人につ
かはしける

かへりこむ世のはかなさをおもはずはこよひや人にち
ぎりおかまし 前大納言光頼

例 76. 宝治 2（1248）年成立、万代和歌集¹⁰⁶⁾、真観・
葉室（藤原）光俊（1203～1276）

しほゆあみになにはのかたにまかりて侍りけるに、み
やこどりのなくをききて

わぎもこがうへかたらなんみやこどりさこそむかしの
人もとひけれ 後徳大寺左大臣

例 77 では尼崎から鹽水を持ってきたことが示されてい
る。

例 77. 正安 2 年 9 月 28 日（1300. 11. 10）、實躬卿記
（3）¹⁰⁷⁾、三条實躬（1264～?）

「入夜以鹽湯洗始手足、（伴鹽水自尼崎令洗之、祐實卿沙
汰送）」

3) 14 世紀：6 例、和歌詞書 5、漢文日記 1

例 78 は鹽を入れた湯であるので厳密には海水を沸かし
た湯とは言い難いが、鹽湯の例として掲げた。

例 78. 嘉元 4 年 10 月 3 日（1306. 11. 09）、實躬卿記
（7）¹⁰⁸⁾、三条實躬（1264～?）

「禪閣自今日御沐浴入鹽、云々」

例 79 の内容は例 8. に同じ。

例 79. 正安 3（1301）年頃成立（推定）、歌枕名
寄¹⁰⁹⁾、澄月法師（生没年不詳）か

おほつかなみやこのそらやいかならむこよひあかしの
月をみるにも 中納言資綱

右一首、幡磨の明石と云ふ所にしほゆあみにまかり
て、月のあかかりける夜、中宮台盤所にて奉るとなん、
返歌絵式部在浦

例 80 の歌は例 1 に同じ。

例 80. 延慶 3（1310）年頃成立、夫木和歌抄（勝田長
清撰）¹¹⁰⁾

九月ばかりに、ながるのうらといふ所にしほゆあみに
いでて

すみよしのながるのうらもわすられてみやこへのみとい
そがるるかな 権中納言定頼卿

例 81 は例 71 とほぼ同じ。

例 81. 応長元（1311）年成立、玉葉和歌集（京極為兼
撰）¹¹¹⁾

藤原資隆朝臣しほゆあみにあはぢの方へまかりけるに
扇つかはしける中に、ゑもかかぬ扇のかたつまにかきつ
け侍りける 前左兵衛督惟方

かへりきてとふ人あらばみすばかりゑじまをこれにう

つせとぞ思ふ

例 82. 鎌倉期成立か、新三井和歌集¹¹²⁾、撰者不詳

正安四年¹¹³⁾九月十三夜の比、法印仙観難波にてしほゆあみけるに、其渡に都の人人あまた侍りて歌よみけるに、田家月

しづのをが友のそめきのいとまなみ門田のをしね月にかるなり 丹波長有朝臣

例 83 は冬期に「しほゆ」をした、という珍しい例である。

例 83. 鎌倉期成立か、新三井和歌集¹¹⁴⁾、撰者不詳

顕空上人しほゆあみてかへりのほりたりける時、雪の朝に遣しける

あと付けてとふべき程は見えねども山野はしらじ今朝のはつゆき 前大僧正観兼

7. 室町時代(1336~1572)における鹽(潮)湯・鹽(潮)湯治・しほゆあみ・しほ(塩)風呂

用例数：計 14 例、和歌詞書 3、漢文日記 5、和文日記 3、紀行文 2、雑事記 1

例 84. 康永 3 年 10 月 8 日(1344. 11. 13)、園大曆¹¹⁵⁾、洞院(藤原)公賢(1291~1360)

「予、自今日浴潮湯。」

例 85. 康永 3 年 10 月 14 日(1344. 11. 19)、園大曆¹¹⁶⁾、洞院(藤原)公賢(1291~1360)

「潮湯至今日、」

例 86. 延文 4(北朝)・1359~延文 5・1360 頃成立、草庵集¹¹⁷⁾、頓阿(1289-1372)

川尻にてしほゆあみ侍りし時、やまひかぎりにおぼえ侍りしかば、よめる

思はずよ難波のあまのもしほ火に夜半の煙をそへん物とは

例 87 については、「ゆあみ」だけであるが平安時代から「鹽湯」の行われた地名「川じり」に着目し、さらに例 88 の「波のうへの月を残して難波江のあし分小舟漕ぎやわかれん」と同じ歌であるところから「しほゆあみ」と推定した。

例 87. 延文(北朝) 4・1359~延文 5・1360 頃成立、草庵集¹¹⁸⁾、頓阿(1289-1372)

三条中納言実任、藤原基任など、川じりのゆあみ侍りし時、前藤大納言、人人さそひて難波の月見に下りて、暁上られ侍りしとき

浪のうへの月を残して難波えの蘆分をぶねこぎやわかれん

例 88. 貞治(北朝) 3・1364 年成立、新拾遺和歌集¹¹⁹⁾、藤原為明・頓阿撰

人人をさそひて難波に月見にまかりて暁のほりけるに前中納言実任などしほ湯あみてかの所に侍りけるが名残をしたひける時、頓阿、波のうへの月を残して難波江のあし分小舟漕ぎやわかれん、と申しける返しに

漕出づる蘆分小舟などが又名残をとめてさはりだにせぬ 前大納言為世

例 89. 長禄 3 年 5 月 6 日(1459. 6. 06)、碧山日録¹²⁰⁾、僧太極(1421~?)

「春公¹²¹⁾從飛鳥井¹²²⁾公、入泉州鹽湯、」

例 90 は堺の常善院・明王院等で塩風呂が行われていたことを示すものである。塩風呂の最古の例である。

例 90. 文明 13 年 3 月 20 日(1481. 4. 18)、大乘院寺社雑事記(7)¹²³⁾、尋尊(1430~1508)

「西・吉田父子・竹内・常善院・明王院等堺之塩風呂ニ入云々」

例 91~92 は河内国施福寺で塩湯が行われていたことを示すものである。

例 91. 文明 17 年 3 月 16 日(1485. 4. 01)、蔗軒日録¹²⁴⁾、季弘大叔(1421~1487)

「河之施福¹²⁵⁾浴塩湯」

例 92. 文明 18 年 2 月 11 日(1486. 3. 16)、蔗軒日録¹²⁶⁾、季弘大叔(1421~1487)

「河州施福寺袖茶而至、僑富春而浴塩湯云」

例 93~95 は連歌師宗長の日記である。

例 93. 大永 4 年 10 月(1524. 11)、宗長駿河日記¹²⁷⁾、宗長

「神無月末つかた、興津にて塩湯の湯治のつみてに¹²⁸⁾、此城の庭の山水を発句にと所望ありしに、『見るたひにめかれぬ庭の木草かな』」

例 94. 大永 6 年 7 月(1526. 8)、宗長駿河続日記¹²⁹⁾、宗長

「(此七月)奥津左衛門の館しほ風呂興行。一七日湯治。」

例 95. 大永 6 年 10 月(1526. 11)、宗長駿河続日記¹³⁰⁾、宗長

「(神無月下旬)中御門殿御在国。折節奥津しほ湯湯治。旅宿へ、文にあそハしそへて

『さむき夜ハむかふうちにも埋火のおき津の事そ思ひやらるる』」

例 96~97 はやはり連歌師宗牧の紀行文である。

例 96. 天文 13 年(1544)、東國紀行¹³¹⁾、宗牧

「ことに四五ヶ年已來中風氣に成て。あづまのしほ湯ど

も駿あるやうに語る人あれば」

例 97. 天文 13 年 (1544)、東國紀行¹³²⁾、宗牧
「毎日潮を汲ませて。孝行湯養生第一なり。東国の湯治も此分にや」

8. 安土桃山時代 (1573～1599) における鹽湯・鹽湯治・しほゆあみ、鹽風呂

用例数：計 3 例、和文日記 1、制状 1、書状 1

例 98. 天正 13 年 10 月 6 日 (1585. 11. 27)、上井覺兼日記¹³³⁾、上井覺兼 (1545～1589)

「未之刻計白濱¹³⁴⁾へ着候、暫鹽風呂などに入候て慰」

例 99 は寛政 7 (1795) 年刊、秋里籬島著『和泉名所図会』の記述であるが、制状の年次を採用した。

例 99. 文禄 2 年 9 月 17 日 (1593. 10. 11)、太閤秀吉制状¹³⁵⁾、

「一歳、太閤秀吉公ここに浴したまひて、疾病不日に平癒したまふ。ここにおいて刺史石田隱岐守政成に仰せて制状を賜ふ。その文に曰く、『当寺境内寄宿并鹽風呂諸役之事 令免除畢 聊不可有違背者也 文禄二年後九月十七日 秀吉御判 』」

例 100 は徳川秀忠が同腹の弟松平忠吉 (幼名福松) に宛てて書いた書状である。

例 100. 日付不詳 1596～1600 頃か、徳川秀忠書状¹³⁶⁾、徳川秀忠 (1579～1632)

「知多しを¹³⁷⁾湯治場迄 への福松殿」

9. 江戸時代 (1600～1867) における鹽湯・鹽湯治・しほゆあみ、鹽風呂

用例数：計 38 例、和歌詞書 1、漢文日記 1、史料 11、川柳 9、地誌 6、和文日記 3、俳句 3、仮名草子 1、啓蒙書 1、事実小説 1、洒落本 1

1) 17 世紀：12 例、史料 9、漢文日記 1、仮名草子 1、俳句 1

例 101 は自宅に鹽風呂を作らせた事例である。

例 101. 元和 3 年 11 月 3 日 (1617. 11. 30)、言緒卿記¹³⁸⁾、山科言緒 (1577～1620)

「中風爲養性鹽風呂從今日造作」

例 102～109 は紀伊徳川家初代藩主徳川頼宣の鹽湯の記録である。漢文体の南紀徳川史は「鹽湯」、漢和混交の徳川実記は「鹽湯あみ」と表記が異なる。「野鳥」は吉田東伍の大日本地名辞書によれば、武蔵 (神奈川) 久良岐郡。「洲崎の東南なる煩勞の端にして西は室の木山

(瀬が崎) を望み云々」とある。

例 102. 寛永 19 年 8 月 (1642. 8～9 月)、南紀徳川史 (1)¹³⁹⁾

「八月公¹⁴⁰⁾有病 赴鎌倉野島浴鹽湯」

例 103. 寛永 19 年 8 月 9 日 (1642. 9. 3)、徳川実記 (2) 大猷院殿御実記卷 51¹⁴¹⁾

「紀伊亜相は鹽湯あみせらるるにより」

例 104. 寛永 19 年 8 月 26 日 (1642. 9. 20)、徳川実記 (2) 大猷院殿御実記卷 51¹⁴²⁾

「此日記伊大納言頼宣卿に鹽湯あみの暇仰出さる」

例 105. 寛永 19 年 8 月 28 日 (1642. 9. 22)、徳川実記 (2) 大猷院殿御実記卷 51¹⁴³⁾

「けふ紀伊大納言頼宣卿野島の鹽湯あみに出たたる」

例 106. 寛永 19 年 11 月 13 日 (1643. 1. 03)、徳川実記 (2) 大猷院殿御実記卷 52¹⁴⁴⁾

「紀伊邸へ御側中根壹岐守正盛御使して。心任に鹽湯あみにまからるべき旨仰つかはさる。

例 107. 寛永 20 年 8 月 (1643. 9 月)、南紀徳川史 (1)¹⁴⁵⁾、堀内信

「八月公有病 復赴野島、浴鹽湯」

例 108. 寛永 20 年 8 月 6 日 (1643. 9. 18)、徳川実記 (2) 大猷院殿御実記卷 54¹⁴⁶⁾

「松平伊豆守信綱して。紀伊亜相に鎌倉へのいとまたまふ。これは鹽湯あみに赴かるるゆへとぞきこえし。」

例 109. 寛永 20 年 8 月 16 日 (1643. 9. 28)、徳川実記 (2) 大猷院殿御実記卷 54¹⁴⁷⁾

「紀伊大納言頼宣卿参府せられ登堂あり。鎌倉の鹽湯あみせられ。病快きよし聞召。小姓組番頭安藤伊賀守重元御使し。悦び思召旨仰つかはさる。また亜相より鎌倉海老小蛤浅蛸を献ぜられ。若君へも海老小蛤桜貝をささげらる。」

例 110. 寛文 5 年 蠟月 (1666. 1)、片仮名本因果物語・中¹⁴⁸⁾、鈴木正三

「慶安四年三月要津長老、京四条の鹽風呂に入玉ふ処に」¹⁴⁹⁾

例 111 は瑞龍公 (尾張徳川家 2 代藩主徳川光友) の潮湯治の記録である。25 年間に 29 回という数は本研究で収集した例でも最多となるものであるが、1 例として計上した。

例 111. 寛文 6 年 6 月 4 日 (1666. 7. 05)～元禄 3 年 9 月 7 日 (1690. 10. 08)、編年大略¹⁵⁰⁾

「知多郡馬走瀬は 当地頭滝川権十郎の半斎 菟裘之地として居之処 (中略) 右半斎宅地之跡御作事有之 潮御湯治御滞座之飯屋と成る 是を横須賀と号す 六月四日

初而御潮湯治として御出船」を始めとして
「瑞龍公九月七日横須賀へ渡御十一月三日皈御

此以後渡御無之凡寛文六年より今年に至る横須賀渡御惣回廿九度年数十三年之間也」

で締めくくられている。「十三年」は計算間違いであろう。

「金城温古録 (1)」¹⁵¹⁾には横須賀御殿について、「当御殿の事、一説に、其始、瑞龍院様御汐湯治之所と奉申は表向之御名目にて、御内実は、敬公御代、異賊襲来遠見台をも御取建なし置れしかば、猶、其御あとを統べ補はせらるゝ思召にや、」という話を紹介している。

例 112 はデータベースで収録した中では唯一の俳句である。木導は彦根藩士で、森川許六の門人という。

例 112. 寛文 6・1666～享保 8・1723、蕉門名家句集¹⁵²⁾、直江(奈越江)木導(1666～1723)「うしほ湯に今日も入らばや春の雨」

2) 18 世紀：7 例、和歌詞書 1、啓蒙書 1、事実小説 1、洒落本 1、史料 1、俳句 1、地誌 1

例 113. 正徳 3 (1713) 年、養生訓巻 5¹⁵³⁾、貝原益軒(1630～1714)

「海水を汲んで浴するには、井水か河水を半入れて等分にして浴すべし。」

例 114. 享保 2 (1717) 年、雲州松江の鱸¹⁵⁴⁾

「お内儀は殊の外道中のつかれ、足などもいたむとて、わたしの所でしほ湯をし、足などをもみやらはげてやり候」

例 115 は「しほゆあみ」とはいうものの、例 138 の守貞謾稿にいう「八瀬の鹽風呂」であり、蒸し風呂というべきものであるが、例として採用した。平安時代から続いていた和歌の詞書としては最後のものである。

例 115. 元文 3・1738～寛延 3・1750 頃成立、芳雲集¹⁵⁵⁾、武者小路実陰(1661～1738)

身のなやめることあるにより、八月廿余日、けふより七日ばかり、しほゆあみんとて八瀬といふ山里に行く、秋の半も過ぎぬる比なれば、野山の梢どもさまざまにうつろひ、田の面の稲葉色づきわたりて、はるばるとみわたさる、道すがら河ぎしにそひて行くままに、色色のむしの声ども、ただもすそにある心地す、八瀬にいたりて、わがやどらんとする庵は、西なる谷かげにかたかけたり、いぶせきやどりなれど、うすくこき小田のいなば、そともにつづきて、松杉のたてる陰、民の家家、むかひに竹のは山など面白くみえたり、夕になるほど川音清く澄みまさり、かすかなる虫のねども、さびしさ限りなし

山里のうき夕暮にくらべては秋の外とも都をやみん
例 116 は尾張藩の法令である。潮湯治に行くには、隠居の者まで含めた全員が届を出すことになっている。

例 116. 宝暦 13 年 3 月 (1763. 4 月)、尾州觸帖通辞留¹⁵⁶⁾

「一 知多郡潮湯治 右物頭以上・以下共、承届候筈。一 隠居之輩同様。」

例 117 は角川古語大辞典に収録されているが日本文学 Web 図書館のデータベースからは洩れているものである。

例 117. 明和 4 年 3 月 25 日 (1767. 4. 23)、平安二十歌仙第 11¹⁵⁷⁾、炭太祇

「塩風呂の中に青木の実がこぼれ」随古

例 118 は江戸語辞典に収録されているが、同辞典では「蒸風呂の一種」と断定している。

例 118. 寛政 3 年 1 月 3 日 (1791. 2. 5)、仕懸文庫¹⁵⁸⁾、山東京傳

「ナントまあ、こうとこへはいった所はむしあつじやアねへか。極楽の塩風呂が、こんなだらう。」

例 119 は例 99 の本文である。例 73、例 74 の守覚法親王集の歌二首を引用している。

例 119. 寛政 7 年 11 月 (1795. 12)、和泉名所図会¹⁵⁹⁾、秋里離島

「潮風呂(旭蓮社の領なり。(中略)相伝ふ、むかし行基菩薩、井を鑿って手づから薬師の石像を刻みてここに安置す。諸人これに浴する時は、衆病を除くなり。ゆゑに貴となく賤となく、この浴室に入る事、今に絶えず)

例 120 は富士川游が「住吉の泥湯」として紹介したもので、現在も住吉大社の「神輿洗神事」として引き継がれている。

例 120. 寛政 10 (1798) 年、摂津名所図会¹⁶⁰⁾、秋里離島

「六月十四日、潮湯(この日近世より諸人社頭に群参し、住吉浦の潮水に浴し、百病平癒を禱るに、靈驗炳然し。土人曰く、これを御祓の神輿洗といふ。)」

3) 19 世紀：19 例、史料 1、川柳 9、俳句 1、地誌 5、和文日記 3

例 121 も例 116 と同じく尾張藩の法令である。濃州次月とは現在の岐阜県可児郡御嵩町次月(しづき)で、湯治に行くにも潮湯治と同様の届が必要とされていたことがわかる。

例 121. 享和元年 11 月 (1801. 12 月)、尾州觸帖通辞留¹⁶¹⁾

「一 濃州次月 上下二日

右知多郡潮湯治同様之儀ニ付、已来、承届候筈。」

例 122 は川柳に読まれたしほ風呂である。

例 122. 文化 2 (1805) 年、和歌の浦¹⁶²⁾、

「汐風呂へ行く煤掃の追出され」

例 123 は例 112 及び例 117 とともに江戸期における潮湯・塩風呂を読んだ俳句である。

例 123. 文化 7 年 (1810)、董艸、村松春甫 (1772～1858)

「しほ風呂や木舟の人を先づ入て」

例 122 及び 124～131 はすべて川柳である。角川古語大辞典に 1 句だけ収録されていたが、雑俳語辞典から他の例の存在が判明し、出来る限り原典に当たって収録した。

例 124. 文化 10 (1813) 年、俳諧けい 21¹⁶³⁾

「着ものかゝへて八瀬の塩風呂」

例 125. 文政 8 年 (1825)、柳多留 82¹⁶⁴⁾

「かんしんの図¹⁶⁵⁾はしほ風呂が生うつし」 鈴吉¹⁶⁶⁾

例 126. 文政 8 年 (1825)、柳多留 87¹⁶⁷⁾

「塩風呂の一番組はきおひ也」 古川¹⁶⁸⁾

例 127. 天保元年 (1830)、柳多留 111¹⁶⁹⁾

塩風呂の先陣みんな甲首 笑丸

例 128. 天保 4 年 (1834)、柳多留 122 別¹⁷⁰⁾

塩風呂のやうに寝て居る交肴 東木

例 129. 年次不詳、柳多留 143¹⁷¹⁾

「塩風呂も大原御幸に休札¹⁷²⁾

例 130. 年次不詳、柳多留 151¹⁷³⁾

「塩風呂で浄瑠璃馬鹿歎気違歎」

例 131. 年次不詳、柳多留 160¹⁷⁴⁾

「塩風呂の闇に提灯ぶうらぶら」

例 132. 天保 13 年 6 月 24 日 (1842. 7. 31)、柏崎日記¹⁷⁵⁾、渡部勝之助

「大暑休日故土用見舞に出て晝頃までに歸る。今日丑の日故鹽湯治と申て老若の男女皆濱へ参り候。」

例 133. 天保 14 (1843) 年、駿國雑誌 (10)¹⁷⁶⁾、阿部正信

「『不捨院鹽湯』庵原郡興津不捨院にあり。駿河國志云。宗長法師興津不捨院に潮湯湯治のため、此寺にやどりける事彼記に見えたり。不捨院今何れの寺とも聞はべらず。中御門殿御在國、折ふし興津潮湯湯治旅宿へ御文に遊しそへて『手記 寒き夜そ、むかふ内にも、埋火の、をきつのことぞ、思ひやらるる。』」例 94 の以降の部分で宗長は「館ちかき寺不捨院旅宿。名のきゝをもしろくおほえて」と記しており、宿泊したようであるが、鹽湯があったことは記していない。おそらく天明 3 (1783)

年に榊原長俊が駿河國志を著した時点で誤解があったものと思われる。

例 134～137 は尾張名所図会の記述である。「戯れによめる」とする長歌と反歌、絵図に書かれた川柳もあるが、図会の記述と不可分であるとして、個別に収録することは控えた。

例 134. 天保 15 (1844) 年、尾張名所図会¹⁷⁷⁾、岡田啓・野口道直撰

(六ノ五十六) 絵図中「東龍寺 齊年寺 海音寺 潮湯治場」

例 135. 天保 15 (1844) 年、尾張名所図会

(六ノ五十九～六十一) 「塩湯治」(六ノ六十絵図中には「潮湯治」)「同村海音寺西北の方に当る海浜は、巖石多くありて、暑気の比は、遠近の諸人、この海浜に出でて潮水に浴し、しかしてはまた巖上に憩ひなど、終日に幾度も出没する事、五日・七日する時は、あらゆる諸病を治す。これを世に大野の塩湯治といふ。かく暑月には、浴場する群集夥しくて、数多の旅亭、家ごとに二百人・三百人を宿し、他の温泉もかくまで諸人の輻湊するを聞かず。また中人以上は、旅館にこの海潮を汲みとらせ、再び湧かして浴するもあり。しかれどもその効、海中に身を涵せるには少し劣れりとぞ。また浴場の暇には、この海中にて捕る所の鮮魚を飽くまでに食しつつ、枯腸を潤し、虚弱を補ふもまた治療の一助なるよし。なほこの浜に溢れたるは、東浦その外所々に浴するあれば、その繁昌推して知るべし。これすなはち海音寺薬師如来の夢想にはじまりしとぞ。」

「木綿苑家集」

千秋 潮湯をあみて戯れによめる

みな月の、井さへ乾きて、あつき日の、夕かたまけて、智多の浦の、うしほ汲み来て、

さす鍋に、うつして湧し、浴斛にもり、常滑山に、生ひ立てる、毛桃の葉をい、とりて来て、

もみてしまりて、水鳥の、鴨の羽色の、青汁を、うしほ湯にあへて、かきまぜて、あやに香ぐはしき、うまし湯を、ひたあみにあみて、あがりてをれば、あやにすずしも

琵琶彦 あかこまのあかはだかにてあら磯の石にはらばふしほ湯治かな

例 136. 天保 15 (1844) 年、尾張名所図会、

(六ノ六十絵図中)

桂洲 漕ぐ舟の行くとも見えぬ暗さかな

汲古 夜は夜のあそびつかれや汐湯治

例 137. 天保 15 (1844) 年、尾張名所図会

(六ノ六十八) 横須賀 古名馬走瀬 (まはせ) といひて、紹巴が富士見道記にまはしといふ所までは、馬にて行きけるとあるこれなり。元禄の頃、国君馬走瀬に汐湯あびさせたまひし行殿、今もなほ存せり。商家も数町の間軒をならべて、いと繁盛の街なり。

例 138 は塩風呂を因入りで紹介している珍しいものである。

例 138. 天保 8 (1837) 年～慶応 3 (1867) 年頃か、守貞謾稿¹⁷⁸⁾、喜田川守貞 (1810～不詳)

「矢背 (八瀬) の塩風呂と云ひ、山州矢背の里には古よりこれありて、疾病を治すと云へり。江戸にある物、因のごとく高さおよそ九尺ばかり、内亘りも九尺ばかりなり。土をもってこれを築けり。この内にて葉ある松枝の枯れたるを焚き、その灰を除き去り、跡に塩をもって濡らしたる草蓆を敷きたる。三、四人づゝ入れば濡れ蓆をもって口を塞ぐなり。この中に暫し臥して後、外に出て垢を磨るには湯を用ふなり。」

例 139～140 は広島における「潮風呂」の例である。江戸期最後の記録である。例 140 によれば、これも蒸風呂であったようである。

例 139. 慶応元年 7 月 28 日 (1865. 9. 17)、西遊日記 (8)¹⁷⁹⁾、桃節山 (1832～1875)

「一同晝飯を喫し、潮風呂ニ行たらハ如何とて (中略) 十町餘も行而潮風呂あれとも、八月朔日より焼候旨にて今日ハ無之」

例 140. 慶応元年 8 月 1 日 (1865. 9. 20)、西遊日記 (8)¹⁸⁰⁾、桃節山 (1832～1875)

「安井申候ハ、潮風呂今日より焼候由なれハ何卒彼へ参りたし、如何哉とて、清藤政右衛門をも同道、都合五人ニ而潮風呂ニ浴ス。潮風呂ハ全く薬湯之由、潮を焼候蒸風呂也。」

10. 明治時代における鹽 (潮) 湯・鹽 (潮) 湯治・しほゆあみ、鹽風呂

明治 14 年に内務省衛生局によって海水浴が日本中に広められた。従って明治時代の例は取り上げる必要性がないかもしれないが、森鷗外、夏目漱石の作品に潮湯やしほゆあみの表現があるので、次の 2 例のみを掲げる。

例 141. 明治 16 年 (1883)、澀江抽齋 (その百四)¹⁸¹⁾、森鷗外

「晩になって保は云った。『どうも夕方になってこんなに風がちっとも無くては凌ぎ切れま

せん。これから汐湯に這入って、湖月¹⁸²⁾に寄って涼ん

で来ます。』

『そんならわたしも往くよ。』五百は遂に汐湯に這入って、湖月で飲食した。」

例 142. 明治 22 年 (1889) 9. 9、木屑録¹⁸³⁾、夏目漱石「余自遊于房、日浴鹹水。少二三次、多至五六次。浴時故跳躍、為兎戲之状。欲健食機也。倦則横臥於熱沙上。温氣浸腹、意甚適也。如是者数日、毛髮漸赭、面膚漸黄。旬日之後、赭者为赤、黄者为黒、对鏡爽然自失。」

11. まとめ

1) 142 の用例の整理

平安時代計 69 例：和歌詞書 38、漢文日記 30、雑事記 1

鎌倉時代計 14 例：和歌詞書 12、漢文日記 2

室町時代計 14 例：和歌詞書 3、漢文日記 5、和文日記 3、紀行文 2、雑事記 1

安土桃山時代計 3 例：和文日記 1、制状 1、書状 1

江戸時代計 40 例：和歌詞書 1、漢文日記 1、史料 11、川柳 9、地誌 7、和文日記 3、俳句 3、仮名草子 1、啓蒙書 1、浮世草子 1、洒落本 1、風俗誌 1

明治時代計 2 例：歴史小説 1、紀行文 1

これにより、平安時代から明治時代初頭にかけて日本人と海水の関わりは絶えることなく続けられていたことがわかる。なお、鹽 (塩、しほ) 風呂の文献初出は室町時代の例 90 であり、室町時代では 14 例中 2 例、安土桃山時代では 3 例中 2 例、江戸時代では 40 例中 17 例と時代が下がるにつれて比率が高くなっている。

2) 鹽 (潮) 湯、鹽 (潮) 湯治、しほゆあみの目的

明らかに病気の治療であることを示す例は次の通りである。

例 5、例 22、例 32、例 86、例 96、例 99、例 101、例 109、例 114、例 115、例 119、例 135

但し例 22 のように、必ずしも効果が見られなかった例もある。例 114 は道中の疲れ、足の痛みの治療に用いた例であるが、文化 7 (1810) 年に書かれた八隅蘆菴の「旅行用心集」の治療法には書かれていない。

3) 鹽 (潮) 湯、鹽 (潮) 湯治、しほゆあみの場所

雑多であるが、津の国に集中していると言ってもよいであろう。また、日本海側では柏崎、太平洋側では房州保田、鎌倉野島、興津、尾張知多、山陽では広島、九州では鹿児島白濱と、潮湯治がごく限られた場所での風習ではなかったことを示すものと言える。

山城国 16：宮中 2、岡屋 1、河 (川) 尻 5、宇治 2、

鳥羽 2、八瀬 2、京四条 1、醍醐寺 1

津の国（撰津）37：はりま（のあかし）3、つのくに 12、つのくに山ぢ 2、津の国あし屋 1、なには 10、わたのべ 3、住吉 3、住吉ながゐのうら 1、鳴尾 2

和泉国 6：さかひ 3、泉州 1、和泉新家 1、和泉旭蓮社 1

尾張国 6：知多 1、知多郡 2、知多郡横須賀 2、知多大野 1

その他 13：河州施福寺 1、興津 2、あはぢ 1、あづま 1、柏崎 1、江戸 2、広島 1、房州保田 1、鹿児島白濱 1、鎌倉野島 2、にしのうみのかた 1

4) 男女別分類

大部分が男性であるが、女性であることが判明しているものは例 5、例 10、例 11、例 14、例 24、例 68、例 114、例 141 である。また、例 132 にも女性が含まれており、描かれた女性としては例 120 に 1 名、例 135 に 3 名の女性の姿を見ることができる。

5) 身分別分類

平安時代の歌集だけでも「しほゆあみ」を行ったのは武士（平忠盛・源頼政など）、法師（西行・俊恵）が含まれており、貴族階級に限定される¹⁸⁴⁾ものではない。さらに時代が下れば連歌師、下級武士から一般大衆に広がっていることがわかる。

6) 月別分類

月が判明しているものでは 9 月が最も多く 21 例、次いで 2 月が 15 例、8 月が 11 例、10 月が 5 例、3 月が 4 例、5 月・7 月が各 3 例である。その他、月は不明であるが、はるごろ 1 例、暑気のころ 1 例、秋 2 例、雪の朝 1 例があり、「海水浴」とは異なり、冬にも行われていたことが明らかとなった。

12. 今後の課題

本研究においてはデータベース「和歌&俳諧ライブラリー」により和歌に関するデータの入手が容易となったが、他の文献については辞典類を参考にしたり、増補史料大成や大日本古記録に収録された史料に直接あたらざるを得なかった。今後は今回調査できなかった各種説話集や日記類までも含めて、さらに遺漏のない文献集を完成させることとしたい。

【注】

1) 「蘭方口伝（シーボルト験方録）」、中村昭、日本医学雑誌 36 卷 3 号、日本医学史学会、1990、p.83 および

- p.91
- 2) 「塩湯小考」、茨木一成、史泉第 18 号、関西大学史学会、1960
 - 3) 日本文学 Web 図書館、「和歌&俳諧ライブラリー」
 - 4) 落合直文著・芳賀矢一改修、大倉書店、1928
 - 5) 「有馬の山に」が正しい。
 - 6) 前田勇編、講談社、1974
 - 7) 中村幸彦・岡見正雄・坂倉篤義編、角川書店、1999
 - 8) 土井忠生 編集代表、三省堂、1994
 - 9) 「塩湯小考」、茨木一成、史泉第 18 号、関西大学史学会、1960、pp.30-31
 - 10) 『平安時代醫學の研究』、服部敏良、科学書院、1980、pp.80-82
 - 11) 「塩湯小考」、茨木一成、史泉第 18 号、関西大学史学会、1960、p.32
 - 12) 新編国歌大観第 3 卷私家集編 I 84 定頼 p.330-40
 - 13) 新編国歌大観第 3 卷私家集編 I 84 定頼 p.332-92
 - 14) 異本の定頼集、新編国歌大観 7 卷私家集編 III 29 定頼 p.91-414 では
しほゆにおはして、あか月に浪のたつを
おきつかぜ夜には吹くらし難波がたあか月かけてなみぞ立つ
めるとなっている。
 - 15) 新編国歌大観 3 卷 84 定頼 p.333-155
 - 16) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5 刷、p.99
 - 17) 藤原頼通
 - 18) 平維時
 - 19) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1976、p.92
 - 20) 新編国歌大観 3 卷 93 弁乳母 p.380-105
 - 21) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5 刷、p.399
 - 22) 藤原頼通
 - 23) 新編国歌大観 1 卷 4 後拾遺 p.121-523
 - 24) 『羣書索引』 物集高見 廣文庫刊行會 1917 にも収録
 - 25) 新編国歌大観 3 卷 98 顕綱 p.396-2
 - 26) 上記例 6 の弁乳母の息、讃岐典侍は女
 - 27) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1984 2 刷、p.20
 - 28) 関白、藤原師實
 - 29) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1984 2 刷、p.20
 - 30) 藤原忠實
 - 31) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1984 2 刷、p.20
 - 32) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1984 2 刷、p.21
 - 33) 新編国歌大観 7 卷 36 肥後 p.114-172
 - 34) 角川古語大辞典にも収録
 - 35) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1984 2 刷、p.12

- 36) 藤原家忠
 37) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、2014、p.240
 38) 白河法皇
 39) 藤原顕季
 40) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1984 2刷、p.118
 41) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5刷、p.348
 42) 白河法皇
 43) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1984 2刷、p.256
 44) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1984 2刷、p.257
 45) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1984 2刷、p.257
 46) 新編国歌大観 3 卷 108 基俊 p.470-146
 47) 角川古語大辞典にも収録
 48) 新編国歌大観 3 卷 108 基俊 p.471-151
 49) 角川古語大辞典にも収録
 50) 新編国歌大観 1 卷 5 金葉 p.153-551
 51) 古事類苑 地部 46、富山房 大日本國語辞典にも収録
 52) 新編国歌大観 3 卷 106 散木 p.436-494
 53) 新編国歌大観 3 卷 106 散木 p.442-748
 54) 新編国歌大観 3 卷 106 散木 p.442-752
 55) 新編国歌大観 3 卷 106 散木 p.459-1554
 56) 新編国歌大観 3 卷 106 散木 p.461-1606
 57) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5刷、p.27
 58) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5刷、p.220
 59) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5刷、p.295
 60) 鳥羽上皇
 61) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5刷、p.73
 62) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5刷、p.86
 63) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5刷、p.86
 64) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5刷、p.199
 65) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5刷、p.199
 66) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5刷、p.199
 67) 増補「史料大成」刊行会編、増補史料大成、臨川書店、1988 5刷、p.199
 68) 新編国歌大観 1 卷 勅撰集編 6 詞花 p.180-275
 69) 新編国歌大観 3 卷 110 忠盛 p.475-104
 70) 新編国歌大観 2 卷 私撰集編 9 後葉 p.294-265
 71) 醍醐雜事記、僧慶延撰・中島俊司編纂、醍醐寺、1931、pp.291-292
 72) 新編国歌大観 2 卷 10 続詞花 p.319-701
 73) 新編国歌大観 2 卷 10 続詞花 p.319-702
 74) 國書双書刊行會編、名著刊行会、1988、p.142
 75) 國書双書刊行會編、名著刊行会、1988、p.143
 76) 國書双書刊行會編、名著刊行会、1988、p.162
 77) 國書双書刊行會編、名著刊行会、1988、p.163
 78) 國書双書刊行會編、名著刊行会、1988、p.163
 79) 國書双書刊行會編、名著刊行会、1988、p.424
 80) 新編国歌大観 5 卷 歌合編 165 治承合 p.232-285
 81) 新編国歌大観 3 卷 117 頼政 p.521-320
 82) 新編国歌大観 3 卷 117 頼政 p.521-323
 83) 新編国歌大観 4 卷 私家集編 II 6 師光 p.31-78
 84) 新編国歌大観 4 卷 6 師光 p.31-83
 85) 新編国歌大観 4 卷 6 師光 p.31-84
 86) 新編国歌大観 7 卷 55 頼輔 p.183-119
 87) 新編国歌大観 7 卷 64 親盛 p.211-108
 88) 新編国歌大観 3 卷 125 山家 p.594-1122
 89) 古事類苑 地部 46 にも収録
 90) 新編国歌大観 3 卷 125 山家 p.594-1124
 91) 新編国歌大観 3 卷 116 林葉 p.506-521
 92) 新編国歌大観 3 卷 116 林葉 p.507-539
 93) 新編国歌大観 3 卷 116 林葉 p.508-664
 94) 新編国歌大観 3 卷 116 林葉 pp.514-515-999
 95) 新編国歌大観 3 卷 116 林葉 pp.514-515-1002
 96) 新編国歌大観 3 卷 122 林下 p.563-129
 97) 新編国歌大観 3 卷 124 殷大輔 p.574-206
 98) 新編国歌大観 7 卷 61 実家 p.202-321
 99) 新編国歌大観 7 卷 57 栗田口 p.189-137
 100) 新編国歌大観 7 卷 57 栗田口 p.189-162
 101) 角川古語大辞典にも収録
 102) 新編国歌大観 4 卷 10 寂蓮 p.44-343
 103) 新編国歌大観 4 卷 2 守覚 p.13-122
 104) 新編国歌大観 4 卷 2 守覚 p.13-124
 105) 新編国歌大観 2 卷 15 万代 p.466-3325
 106) 新編国歌大観 2 卷 15 万代 p.469-33451
 107) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1998、p.267
 108) 東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、2012、p.263
 109) 新編国歌大観 10 卷 p.181-7937
 110) 新編国歌大観 2 卷 16 p.724-11523
 111) 新編国歌大観 1 卷 14 玉葉 p.444-1118
 112) 新編国歌大観 6 卷 30 新三井 p.411-252
 113) 正安四年は西暦 1303 年
 114) 新編国歌大観 6 卷 30 新三井 p.413-356
 115) 太田藤四郎編、太洋社、1936、p.188
 116) 太田藤四郎編、太洋社、1936、p.189
 117) 新編国歌大観 4 卷 22 草庵 p.187-1146
 118) 新編国歌大観 4 卷 22 草庵 pp.189-190-1302

- 119)新編国歌大観 1 卷 19 新拾遺 p.665-747
- 120)東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、2013、p.33
- 121)室町幕府外様衆、鞍智高春
- 122)飛鳥井雅親
- 123)辻善之助編、三教書院、1933、p.276
- 124)東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1953、p.63
- 125)河内国古砂山施福寺（現松原市）か。
- 126)東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、2013、p.138
- 127)『宗長駿河日記』、鶴沢覚編、古典文庫、1975、p.67
- 128)時代別国語辞典にも収録
- 129)『宗長駿河日記』、鶴沢覚編、古典文庫、1975、p.206
- 130)『宗長駿河日記』、鶴沢覚編、古典文庫、1975、p.208
- 131)「東國紀行」、岸上質軒校訂『校訂続々紀行文集』、博文館、1901、p.211
- 132)「東國紀行」、岸上質軒校訂『校訂続々紀行文集』、博文館、1901、p.234
- 133)東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、1957、pp.44-45
- 134)鹿児島郡櫻島という。
- 135)永野仁編、日本名所風俗図会 11、角川書店、1981、p.426
- 136)常滑市教育委員会編「常滑市文化財調査報告 第六集」『常滑の古文書』 pp.28-29
- 137)鹽を塩・しをと表記するのは室町時代の表記のようで、易林本節用集にその表記が見られる。
- 138)東京大学史料編纂所編、大日本古記録、岩波書店、198、p.161
- 139)堀内信編、清文堂出版、1931、p.151
- 140)徳川頼宣
- 141)経済雑誌社、1904、p.673
- 142)経済雑誌社、1904、p.676
- 143)経済雑誌社、1904、p.676
- 144)経済雑誌社、1904、p.688
- 145)堀内信編、清文堂出版、1931、p.152
- 146)経済雑誌社、1904、p.716
- 147)経済雑誌社、1904、p.718
- 148)吉田幸一編、古典文庫、1962、p.108
- 149)角川古語大辞典第 3 巻にも収録
- 150)名古屋市教育委員会編、名古屋叢書 4 巻、名古屋市教育委員会、1962、pp.266-287
- 151)名古屋市教育委員会編、名古屋叢書続編 13 巻、名古屋市教育委員会、1965、p.53
- 152)古典俳文学大系 9 巻、集英社
- 153)石川謙校訂、岩波文庫、岩波書店、1991、p.115
- 154)國書刊行會編、徳川文藝類聚 1 事実小説、国書刊行会、1970、p.374
- 155)新編国歌大観 9 巻 12 芳雲 p.327-5206
- 156)名古屋市教育委員会編、名古屋叢書 2 巻、名古屋市教育委員会、1960、p.383
- 157)日本俳書大系第 10 巻、勝峰晋風編、日本図書センター、1995、p.239
- 158)山東京傳全集第 18 巻、山東京傳全集編集委員会編、ペリかん社、2012、p.494
- 159)永野仁編、日本名所風俗図会 11、角川書店、1983、pp.425-426
- 160)森修編、日本名所風俗図会 10、角川書店、1980、p.26、pp.33-34
- 161)名古屋叢書 2 巻、名古屋市教育委員会、1960、p.383
- 162)鈴木勝忠編、雑俳語辞典、東京堂出版、1968、p.434
- 163)鈴木勝忠編、雑俳語辞典、東京堂出版、1968、p.434
- 164)岡田甫校訂、誹風柳多留全集 6、三省堂、1977、p.240
- 165)風呂の入り方が韓信の股くぐりの様子に似ているというのである。
- 166)鈴木勝忠編、続雑俳語辞典、東京堂出版、1982、p.188 にも収録
- 167)岡田甫校訂、誹風柳多留全集 7、三省堂、1977、p.41
- 168)鈴木勝忠編、続雑俳語辞典、東京堂出版、1982、p.188 にも収録
- 169)岡田甫校訂、誹風柳多留全集 8、三省堂、1978、p.298
- 170)岡田甫校訂、誹風柳多留全集 9、三省堂、1978、p.255
- 171)岡田甫校訂、誹風柳多留全集・索引編、三省堂、1984、p.414
- 172)角川古語大辞典にも収録
- 173)岡田甫校訂、誹風柳多留全集・索引編、三省堂、1984、p.414
- 174)岡田甫校訂、誹風柳多留全集・索引編、三省堂、1984、p.414
- 175)谷川健一編、日本庶民生活史料集成 15 巻、三一書房、1971、p.672
- 176)金蘭閣吉見書店、1910、p.72
- 177)林英夫編、日本名所風俗図会 6、角川書店、1984、p.218、220、222、226
- 178)宇佐美英機校訂、岩波文庫近世風俗志 4、岩波書店、2001、pp.121-122
- 179)谷川健一編、日本庶民生活史料集成 20 巻、三一書房、1972、p.632
- 180)谷川健一編、日本庶民生活史料集成 20 巻、三一書房、1972、p.632
- 181)森林太郎、鷗外全集第 16 巻、岩波書店、1973、p.484
- 182)新橋鳥森にあった湖月楼
- 183)夏目金之助、漱石全集第 18 巻、岩波書店、1995、p.519
- 184)注 2) で茨木は「史料の都合でその対象が貴族階級にのみ限定」されたと述べている